

制度の てびき



新潟大学医歯学総合病院
令和8年9月 第10版

はじめに

この「制度のてびき」は、HIV 感染症の方が医療機関に受診される時、または生活をしていく上での負担を軽くするために利用できる、社会制度について紹介しています。

社会制度にはさまざまあり、どんなしくみでどのように利用できるのか、当惑することも多いと思います。そのような方のために、この制度のてびきを作成しました。

この中に記されているすべての制度を使えるとは限りません。

また、どうしても使わなければならないわけでもありません。これから病気とともに生活していく上で、このてびきを読むあなたが、より生活しやすい環境になるようご利用いただければ幸いです。

さらに自分が利用したい制度の詳細を知りたいとき、あるいは制度の利用にあたってわからないことがあれば、各制度の窓口もしくは各医療機関の医療ソーシャルワーカーまで御相談下さい。

も く じ

	利用できる制度と申請時期	P.3
---	--------------	-----

医療費軽減のために

	こう がく りょう よう ひ せい ど 高額療養費制度	P.4
	しん たいししょうがい しゃ て ちょう 身体障害者手帳	P.6
	じゅう ど しん しん しょうがい しゃ い りょう ひ じょ せい 重度心身障害者医療費助成	P.7
	しょうがい しゃ じ りつ し えん い りょう 障害者自立支援医療	P.8
	しょく じ りょう よう ひ げん がく にん てい 食事療養費減額認定	P.10
	かん えん ち りょう とく べつ そく しん じ ぎょう 肝炎治療特別促進事業	P.11

所得保障のために

	しょうがい ねん きん 障害年金	P.12
	しょうがい ねん きん 障害年金フローチャート	P.13
	しょうびょう て あて きん 傷病手当金	P.14
	せい かつ ほ こ 生活保護	P.15

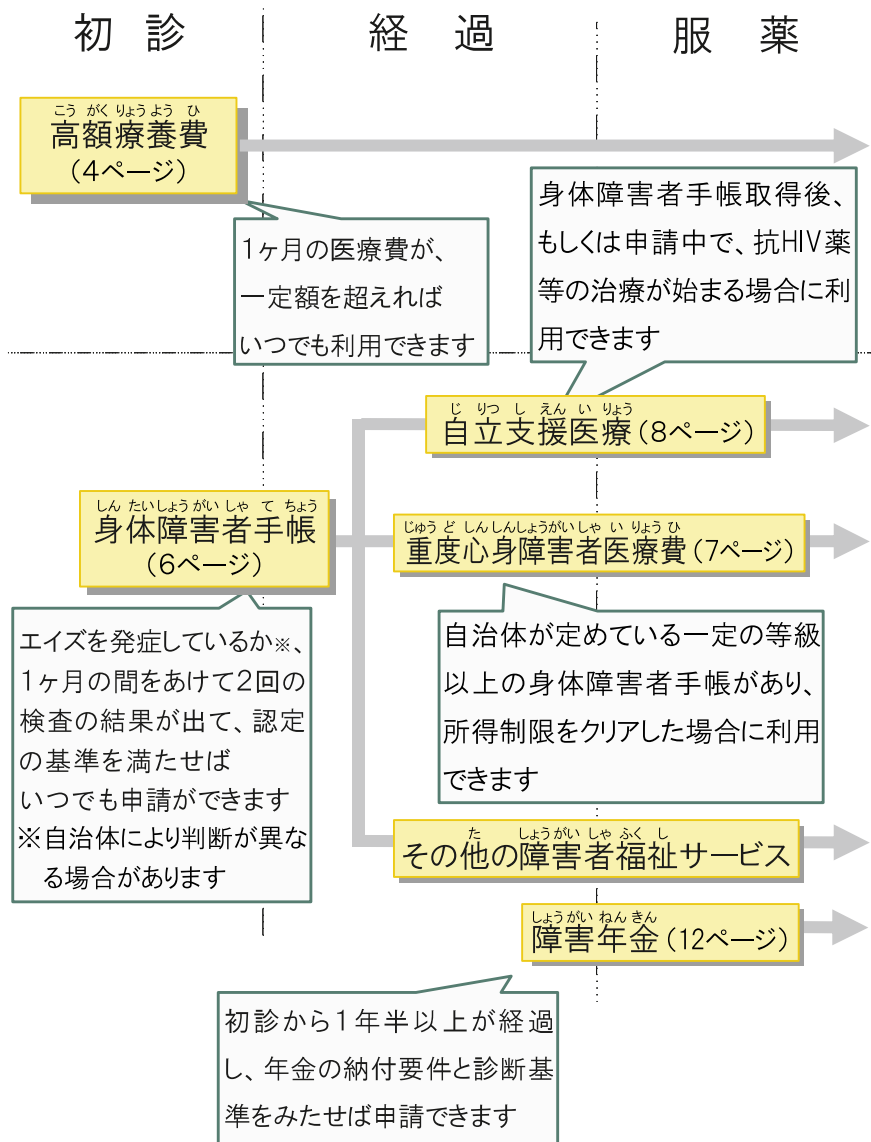
血液製剤によって感染した方へ

	とく てい しつ べい りょう よう ちょう き こう がく しつ べい 特定疾病療養（長期高額疾病）	P.16
	せん てん せい けつ えき ぎょう こ いん し しょうがい どう ち りょう けんきゅう じ ぎょう 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	P.17
	ちょう さ けんきゅう じ ぎょう 調査研究事業	P.18
	けん こう かん り し えん じ ぎょう 健康管理支援事業	P.19
	せん てん せい しょうびょう ち りょう しーがたかんえんかんじやちょう さ けんきゅう じ ぎょう 先天性の傷病治療によるC型肝炎患者調査研究事業	P.20

介護に関わる支援

	かい ご ほ けん しょうがい しゃ そう ごう し えん ほう 介護保険・障害者総合支援法	P.21
	ほう もん かん ご 訪問看護	P.23

利用できる制度と申請時期



病院や薬局で支払った医療費が、ひと月または1年間(8月～翌年7月)で上限額を超えた場合に、後日返金される制度です。



対象となるのは？

- ・ 月の1日から末日までの保険診療となる医療費の自己負担額が対象です。
- ・ 年間の上限額は、8月から翌年7月までの12か月分が対象です。
- ・ 入院時の食事代、個室料金などは対象となりません。



支給額は？

- ・ ひと月に支払った医療費のうち、上限額を超えた金額が返金されます。
- ・ 上限額は、年齢や所得によって異なります。
- ・ ひと月の上限額を超えた分の返金は、申請からおおよそ3か月後です。
- ・ 年間の上限額を超えた分は、1年間(8月～翌年7月)の集計後の返金となります。

70歳以上の人の自己負担上限額

所得区分(年収)	外来(個人ごと)		複数回該当	年間上限
	外来(個人ごと)	ひと月の上限額		
約1,160万円～	270,300円+(医療費-901,000)×1%		140,100円	168万円
約770～1,160万円	179,100円+(医療費-597,000)×1%		93,000円	111万円
約370～770万円	85,800円+(医療費-286,000)×1%		44,400円	53万円
～約370万円	22,000円 (年間上限216,000)	61,500円	44,400円	53万円※
住民税非課税	11,000円 (年間上限96,000)	25,700円	24,600円	29万円
住民税非課税 (所得が一定以下)	8,000円	15,700円	—	18万円

※「年収換算 ～約200万円(健保:15万円以下、国保・後期:28万円未満)」区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

69歳以下の人の自己負担上限額

所得区分(年収)	ひと月の上限額	多数回該当	年間上限
約1,160万円～	270,300円+(医療費-901,000)×1%	140,100円	168万円
約770～1,160万円	179,100円+(医療費-597,000)×1%	93,000円	111万円
約370～770万円	85,800円+(医療費-286,000)×1%	44,400円	53万円
～約370万円	61,500円	44,400円	53万円※
住民税非課税	36,900円	24,600円	29万円

※「年収換算 約200万円(健保:15万円以下、国保:86万円以下)」区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。



利用するには？

ご加入の医療保険(健康保険組合・協会けんぽ・市町村国保・後期高齢者医療制度・共済組合など)に、所定の書類を提出します。

※ 限度額適用認定証の事前申請、またはマイナ保険証の利用により、窓口の支払いがひと月の上限額までで済みます。年間の上限額を超えた分は、後日ご加入の医療保険から返金されます。



注意

- ・ 複数の受診や、同じ世帯(同じ医療保険に加入)の家族の受診について、それぞれで支払った医療費を1か月単位で合算し、世帯ごとに申請することができます。(世帯合算)
- ・ 過去12か月に3回以上、高額療養費を受けた場合は、4回目から「多数回」となり負担額がさらに軽減されます。(多数回該当)
- ・ ひと月の上限額に届かなくても、1年間(8月～翌年7月)で自己負担の合計が年間上限額に達した以降は、その年の自己負担は不要です。(年間上限)

令和9年8月に区分が変わります

- ・ 所得区分と自己負担限度額が変わります。
- ・ 詳しい表は「制度のてびき Web」で →



身体障害者福祉法に定める認定基準にあてはまる身体上の障害がある人に交付される手帳です。

この手帳は、身体障害による生活上のハンディをカバーするために福祉サービスを受ける際に必要となります。



対象となるのは？

- ・ 視覚障害
- ・ 聴覚又は平衡機能の障害
- ・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- ・ 肢体不自由
- ・ 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害
- ・ ぼうこう又は直腸の機能の障害
- ・ 小腸の機能の障害
- ・ **ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害**
- ・ 肝臓の機能の障害



利用するには？

決められた書類をお住まいの市町村担当課・福祉事務所に提出します。

書類はおおむね以下のとおりです。

- ・ 身体障害者手帳交付申請書
- ・ 指定医の診断書・意見書
- ・ 写真(上半身・脱帽・4cm×3cmのもの)



注意

自治体によって受けられるサービスの範囲が異なりますので、お住まいの市町村窓口にお問い合わせください。

一般的には、医療費の助成や装具の交付、税金の控除、交通費の割引等の制度が設けられています。

身体障害者手帳を持っている人の、医療費の一部を助成する制度です。

➡ 対象となるのは？

助成対象は、各自治体によって所得要件や身体障害者手帳の等級範囲が異なります。

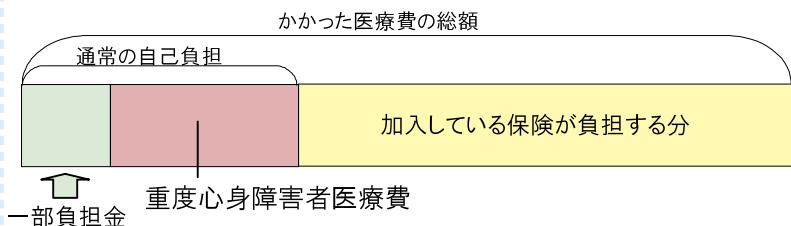
受けられるサービスの内容や障害者自立支援医療との併用についても、各自治体にお問い合わせください。

➡ 利用するには？

決められた書類をお住まいの市町村担当課に提出します。
書類はおおむね以下のとおりです。

- ・ 申請書
- ・ 所得調査の承諾書
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 印鑑
- ・ マイナ保険証または資格確認書

医療費助成のしくみ



身体障害者手帳を持っている18歳以上の人、もしくは18歳未満で身体に障害のある人が、障害を取りのぞいたり、軽くするために受ける治療の医療費が助成される制度です。



対象となるのは？

- ・ HIV 感染症において対象となる治療は、抗 HIV 療法、免疫調節療法、その他合併症の予防や治療など HIV 感染に対する医療に限り対象となります。



利用するには？

- ・ 必要書類（申請書・医師の意見書、マイナ保険証または資格確認書など）を以下に提出します。

○18歳以上で身体障害者手帳を持っている人

（更生医療）→ お住まいの市町村

○18歳未満の児童で身体に障害、疾病があり

治療を受ける人（育成医療）→ お住まいの市町村

※18歳未満であれば身体障害者手帳の有無は問われません。

※必要書類は各窓口にお問い合わせください。

- ・ 認定された場合、自立支援医療受給者証と自己負担上限管理票が交付されますので、医療機関に提示してください。



利用者の負担

- ・ 原則は1割負担ですが、世帯（同じ医療保険に加入している家族）の所得に応じて、ひと月の自己負担上限額が決められています。
- ・ さらに、免疫機能障害の人は＜重度かつ継続＞の対象となり、所得が一定以上でも自己負担上限額が設けられています。（右表）
- ・ 入院時の食費（標準負担額）は原則自己負担です。

＜一定所得以下、重度かつ継続に該当する人の負担上限額＞

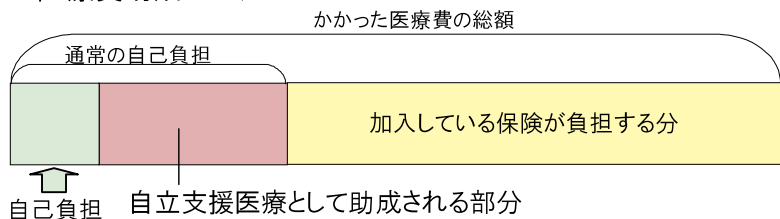
一定所得以下			中間所得層		一定所得以上
生活保護 世帯	市町村民税非課税		重度かつ継続		
	(本人収入 80 万円以下)	(本人収入： 80 万円を 超える世帯)	市町村民税 (所得割) 3 万 3 千円 未満	市町村民税 (所得割) 3 万 3 千円 以上 23 万 5 千円 未満	市町村民税 (所得割) 23 万 5 千円 以上
	0 円	2,500 円/月	5,000 円/月	10,000 円/月	20,000 円/月※

※令和9年3月31日までの経過的特例

！ 注 意

- ・ 自立支援医療機関の指定を受けている医療機関・調剤薬局・訪問看護事業所でのみ利用できます。
- ・ 有効期間は1年間です。継続するには継続申請が必要です。その際、意見書の提出が必要な場合があります。

医療費助成のしくみ



入院時の食事代(標準負担額※)について、住民税非課税の人は減額を受けることができます。

※標準負担額：1食あたり550円。ただし療養病床では異なる場合あり。



対象となるのは？

区分		1食あたりの自己負担額
一般(下記以外の方)		550円
指定難病・小児慢性特定疾病の患者 (下記以外の方)		330円
住民税 非課税 世帯の方	過去12か月の入院日数が 90日を越えない場合	270円
	過去12か月の入院日数が 90日を越える場合	220円
住民税非課税世帯に属し、かつ所得が 一定基準に満たない70歳以上の高齢受給者		130円



利用するには？

加入している医療保険の窓口で「食事療養費減額認定証」の交付を申請してください。交付された減額認定証を医療機関に提示すると、上記の請求額になります。

HIVとB型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスの重複感染が課題となっています。肝炎ウイルスの治療には医療費が助成される制度があります。



対象となるのは？

B型肝炎に対する治療

- ・ インターフェロン又はペグインターフェロン単剤
- ・ 核酸アナログ製剤

C型肝炎に対する治療

- ・ インターフェロン又はペグインターフェロン単剤
- ・ インターフェロン又はペグインターフェロン+リバビリン併用
- ・ インターフェロンフリー治療

※ それぞれ助成を受けるには認定基準を満たす必要があります。



利用するには？

決められた書類を**お住まいの地域の保健所**に提出します。

※直接都道府県に提出する自治体もあります。

書類はおおむね以下のとおりです。

- ・ 肝炎治療受給者証交付申請書
- ・ 医師の診断書
(・世帯全員の住民票の写し)
(・世帯全員の市区町村民税課税年額を証明する書類)
- ・ マイナ保険証または資格確認書



利用者の負担

- ・ 市町村民税課税年額235,000円以上の場合…
負担限度額20,000円(月額)
- ・ 市町村民税課税年額235,000円未満の場合…
負担限度額10,000円(月額)

心身に障害があるために働けないか、働くことにかなりの制限を受ける場合に受けられる、所得の保障制度です。

➡ 対象となるのは？

以下の三つの要件を満たしていることが条件となります。

【初診日要件】

初診日において[・国民年金に加入している]または[・60歳以上65歳未満・過去に国民年金に加入していた・日本国内に住所がある・老齢基礎年金の繰上げ請求をしていない、4点すべてを満たす]または[・20歳未満である]

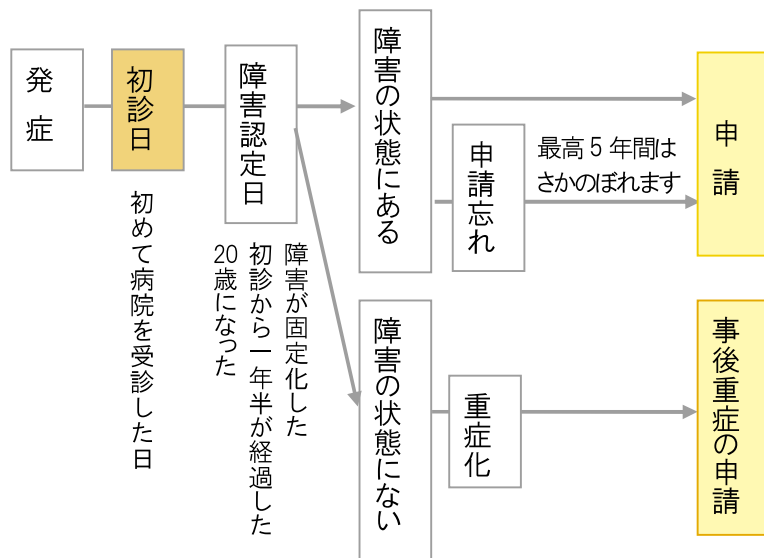
【障害認定要件】

障害認定日(初診日から1年半経過した日、または障害が固定化した日)において障害等級1級または2級に該当する状態にある

【保険料納付要件】

[原則]初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの年金加入期間のうち、3分の2以上保険料を納めたか免除されていた、
[特例]初診日が令和18年3月31日までの場合、初診日の前日において初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がない。初診日において65歳以上は適用外。

障害年金申請までの流れ



➡ 利用するには？

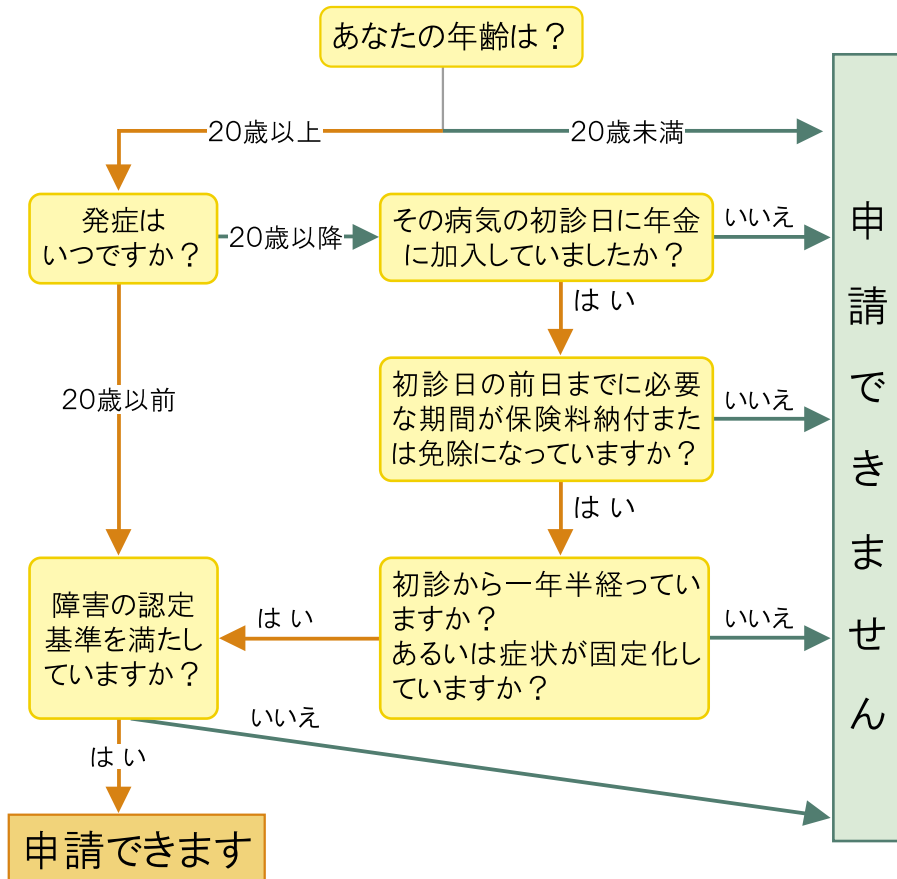
加入している年金によって、年金請求窓口がちがいます。（市町村窓口または年金事務所）

まずは、年金事務所やかかりつけ病院のソーシャルワーカーにご相談ください。

！ 注 意

障害年金における「障害等級」は、身体障害者手帳の等級とは異なります。

障害年金フローチャート



会社などで働き、社会保険に加入している人が、病気のために仕事をすることができず、給料が支給されない場合に、基準となる給料の3分の2が保障される制度です。

➡ 対象となるのは？

受給するためには、次のすべての条件を満たすことが必要です。

- ・ 病気やけがのため治療を受けている。
- ・ その治療のために、それまで従事していた仕事に就くことができない。
- ・ 3日以上連続して仕事を休んでいる。
- ・ 給料が支給されていないか、支給されていても傷病手当金の支給額に満たない。

※ 退職などにより被保険者でなくなった後においても、一定の条件のもとに給付が行われる場合がありますので、各社会保険の窓口にお問い合わせください。

➡ 支給期間は？

連続して休んでいる期間の4日目から通算して1年6ヶ月の期間内で、休んだ日数分が支給されます。

ただし、同じ病気で障害年金が受給できるようになった場合は、金額が調整される場合があります。

➡ 利用するには？

各社会保険が指定する、所定の請求書に事業主の証明と医師の意見を記入してもらい、申請します。

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。

➡ 対象となるのは？

- ・ 病気など、やむを得ない理由があつて、就労することが困難であるか、就労していても、必要な生活費が得られない。
- ・ 資産や他の諸制度などを利用して、生活保護法で定められている最低生活費（健康で文化的な生活を維持するために必要とされる生活費）に満たない。

➡ 利用するには？

原則として、**お住まいの地域の福祉事務所**に申請します。

！ 注 意

生活保護の認定は世帯を単位にしています。
世帯全員の収入が最低生活費に満たない場合に、その差額が保護費として支給されます。
最低生活費は地域や世帯構成等により異なるので、お住まいの地域の福祉事務所にご相談ください。

10 特定疾病療養(長期高額疾病)

治療期間が長く、高額の治療を続けて行う必要のある血友病、血液製剤投与に関するHIV感染症(二次・三次感染を含む)の人は、医療費の自己負担上限額がひと月10,000円になります。

入院時の食事代は助成されません。

血友病は、凝固因子製剤を使用している血友病AおよびBの人に限られます。



利用するには？

加入している医療保険の窓口に、「特定疾病療養受療証」の交付を申請してください。

受療証が交付されたら、会計窓口にご提示ください。

この制度は、おおむね申請された月の初日からの適用となります。

TOPIC



就労

就労中である、又はこれから就労・転職を考えている人も、職場に病名を開示するかどうかや、受診日をどう確保するか、等就労に関する不安や悩み事も少なくないようです。

その場合、ハローワークや障害者職業センターといった行政の窓口、受診中の医療機関、当事者団体や支援者団体、障害者の就労支援を行う事業所等に相談することで問題の解決や負担の軽減が図れることがあります。

医療機関の協力を得て、勤務先にHIV感染症そのものや病状、必要な支援等情報提供を行うのも手かもしれません。

身体障害者手帳を取得されているのであれば、障害者枠での就労も可能です。令和8年度においては、民間企業で2.7%、国や地方公共団体等で3.0%、都道府県の教育委員会で2.9%の割合で障害者雇用が義務付けられています。HIVに感染している方の障害者枠雇用も徐々にですが増えています。

先天性血液凝固因子障害および血液凝固因子製剤の投与に関するHIV感染症の人は、治療のための医療費の自己負担分と入院時の食事代が無料になります。

原則20歳以上が対象ですが、血液凝固因子製剤の投与によるHIV感染症の人は20歳未満でも対象となります。



利用するには？

決められた書類を保健所または都道府県に提出します。

書類はおおむね以下のとおりです。

- ・ 先天性血液凝固因子障害等医療受給者証交付申請書
- ・ 医師の診断書
- ・ 特定疾病療養受療証
- ・ マイナ保険証または資格確認書

※血液凝固因子製剤による HIV 感染者の人は、以下の書類をもって医師の診断書に代えることができます。

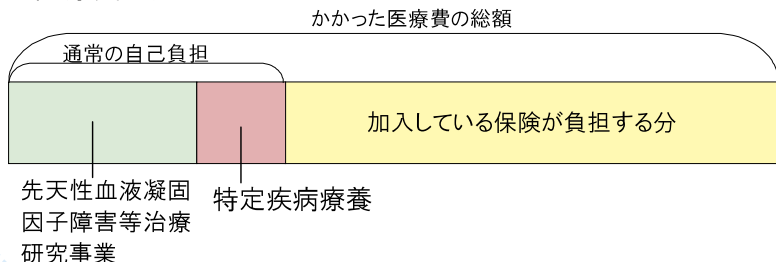
- ・ 薬害裁判の和解調書の抄本
- ・ 医薬品機構などからの通知書



注 意

- ・ 指定医療機関でのみ利用可能です。
- ・ 有効期間がありますので、毎年、継続手続きが必要です。

医療費助成のしくみ



血液製剤に混入したHIVに感染した人に、エイズ発症予防のため健康管理費用が給付されます。

➡ 対象となるのは？

- ①血液製剤によるHIV感染者
- ②二次感染者(①の人を介してHIVに感染された配偶者その他これに準ずる人)
- ③三次感染者(二次感染者からの出生により感染した子)
- ①、②、③のうち、エイズを発症していない人。

➡ 利用するには？

所定の書類を**独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)**へ提出します。

年に1回、所定の期間内に対象者用健康状態報告書と生活状況報告書を提出することが必要です。

手続きは代理人に依頼することもできます。

➡ 支給額は？

- ①CD4 リンパ球が $1 \mu l$ あたり200以下の場合…月額57,100円
- ②その他の対象者…月額41,100円

(令和8年4月分からの支給金額)

！ 注意

PMDAでは、日本赤十字社が製造した全血製剤・血液成分製剤の投与によるエイズ患者等のための救済事業も行っています。

血液製剤に混入したHIVにより健康被害を受けてエイズを発症し、裁判上の和解が成立している人に、発症者健康管理手当が給付されます。

➡ 対象となるのは？

以下の要件の2つともを満たす必要があります。

- ① 血液凝固因子製剤の投与を受けたことによるHIV感染者及び二次・三次感染者のうち、エイズを発症している人。
- ② 平成8年3月29日付の東京地方裁判所、もしくは大阪地方裁判所における和解、またはこれらに相当する裁判上の和解が成立した人。

➡ 利用するには？

所定の書類を独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)へ提出します。年に1回、現況届けの提出が必要です。手続きは代理人に依頼することもできます。

➡ 支給額は？

月額 150,000円



血友病薬害被害者手帳

厚生労働省では、血友病薬害被害者の方へ和解に基づく恒久的被害者対策や主な公的サービスを取りまとめた手帳を作成し、配布しています。令和8年1月にこれまでの内容が改定され第2版が発行されています。詳細は厚生労働省HPでご覧ください。



14

先天性の傷病治療によるC型肝炎患者に係る QOL向上等のための調査研究事業

先天性の血液凝固因子異常症の治療のためC型肝炎に罹患し健康被害を受けた人の日常生活の状況等の調査を行い、健康被害者の生活の質(QOL)の向上や必要なサービス提供のあり方を検討する事業です。

調査回答者には、調査研究協力謝金が支払われます。



対象となるのは？

以下の要件をすべて満たし、調査に回答された人が対象となります。

- ① 先天性の血液凝固因子異常症であること。
- ② 先天性の血液凝固因子異常症の治療のため、長期にわたり血液凝固因子製剤の投与を受けC型肝炎ウイルスに感染したこと。
- ③ 慢性C型肝炎が進行し、肝硬変、肝がん罹患していること。または肝硬変、肝がん罹患した後に肝移植を行い、経過観察が行われていること。



利用するには？

所定の書類を独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)へ提出します。

所定の書類は、問い合わせ先に連絡すると送付してもらえます。

【問い合わせ】

独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)

健康被害救済部企画管理課 電話:03-3506-9460



謝金額は？

調査研究協力謝金 月額51,500円

介護を受けるためには、二つの方法があります。
一つは介護保険、もう一つは障害者総合支援法を使う方法です。

➡ 対象となるのは？

介護保険

- ・ 65歳以上、もしくは40歳以上で特定の疾病※1をもつ人が対象です。

障害者総合支援法

- ・ 身体障害者手帳が交付されている。または難病患者等で、介護保険の適用とならない人が対象です。

➡ 利用するには？

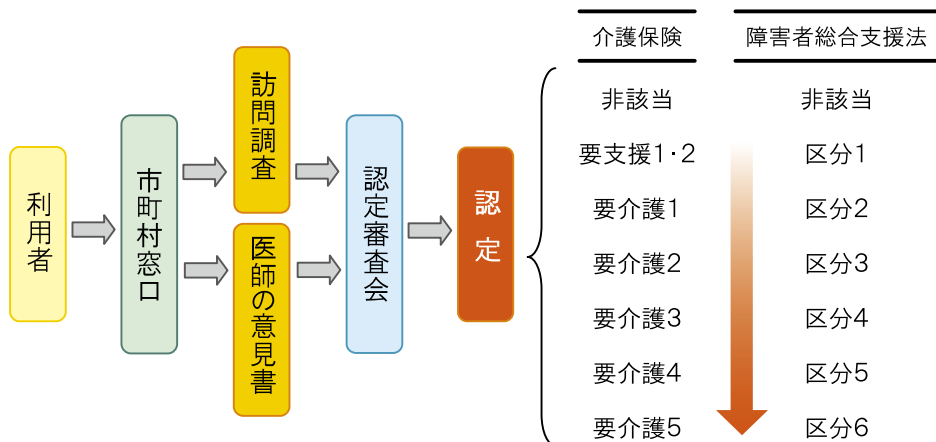
介護の必要度の認定をするため、**市町村**に申請をします。
おおまかな流れは次ページ図の通りです。

介護の必要度が出たら、その範囲内で利用できるサービスのうち、自分の利用したいものを選びます。具体的な業者との調整など、仲介してくれる機関がありますので、市町村に相談してみましょう。

サービスを利用する場合は、所得に応じて1～3割が自己負担となります。

特定の疾病※1の範囲

①がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至つたと判断したものに限る。)②関節リウマチ③筋萎縮性側索硬化症④後縦靱帯骨化症⑤骨折を伴う骨粗鬆症⑥初老期における認知症⑦パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病)⑧脊髄小脳変性症⑨脊柱管狭窄症⑩早老症⑪多系統萎縮症⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症⑬脳血管疾患⑭閉塞性動脈硬化症⑮慢性閉塞性肺疾患⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症



「介護保険」、「障害者総合支援法」で受けられる主なサービス

	サービス内容	介護保険	障害者総合支援法
ホームヘルパー	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排泄、食事の介護等を行います	○	○
ショートステイ	短期間施設等に入所することができます	○	○
訪問入浴	自宅での入浴が困難な人に対する入浴サービスです	○	△ 実施は市町村によります
福祉用具の貸与	車いすや特殊寝台など、自宅での日常生活の自立を助ける用具を貸し出します	△ 介護度により制限があります	×
福祉用具（日常生活用具）の購入	ポータブルトイレ、入浴補助用具などの福祉用具の購入ができます	○	△ 障害種別や等級によって制限があります
住宅改修費の支給	手すりの取り付け、段差の解消などの住宅改修に費用の扶助があります	○	△ 実施は市町村によります

※ 原則として介護保険が優先されます。

※ 上記サービス以外に、「介護保険」、「障害者総合支援法」ともに様々なサービスがあります。詳しい内容、利用可否、利用上限額などについては市町村へご相談ください。

自宅で医療的なケアが必要な場合、看護師による訪問看護を受けることができます。

訪問看護には医療保険によるものと、介護保険によるものがあります。

原則は介護保険が優先となりますが、後天性免疫不全症候群の場合は医療保険が優先される場合があります。

医療保険と介護保険の違い

	医療保険	介護保険
自己負担	1～3割 (年齢・所得により異なる。 自立支援医療があれば1割※)	1～3割 (所得により異なる)
費用	時間単位で計算	1日単位で計算
派遣回数	週に3回まで (病名・病状により毎日)	介護度の範囲なら 制限なし
交通費	必要	不要

※ 自治体により異なる場合があります



利用するには？

訪問看護を利用するためには、主治医からの「指示書」が必要になります。

医療保険で利用する場合は、利用者が直接訪問看護事業所に申請することになります。介護保険の場合は、担当のケアマネージャーが仲介してくれますので、相談するとよいでしょう。

制度のてびき

令和8年9月 第10版発行

-
- 発行 厚生労働行政推進調査事業費補助金 エイズ対策政策研究事業
HIV 感染症の医療体制の整備に関する研究班
研究分担者 茂呂 寛

新潟大学医歯学総合病院 感染管理部
〒951-8520 新潟県新潟市中央区旭町通1番町754
TEL:025-227-0841 FAX:025-227-0727
<https://www.med.niigata-u.ac.jp/ifc/tebiki/tebiki.html>

※上記ホームページからも「制度のてびき」
PDFファイル版をダウンロードできます。



■当冊子の内容は令和８年８月現在のものです。

■本パンフレット編集にあたり、関連諸機関にご協力頂きました。